

別表

保育所等入所選考基準

項 目	細 目	指数
①就労 ※常勤・非常勤の呼称にかかわらず、その就労時間により細目を区分する。	1 月の就労時間が、150時間以上である就労	20
	2 月の就労時間が、120時間以上150時間に満たない就労	18
	3 月の就労時間が、64時間以上120時間に満たない就労	16
②妊娠・出産	1 出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度までの間で、分娩・体質のため保育にあたる ことができない場合	20
	2 切迫早産等	必要に 応じて 対応
③傷病・障害 (保護者自身)	1 (1)入院 (2)重度の心身障害 ・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)の交付を受けている場合 (※ただし1級該当でもペースメーカーは除く) ・療育手帳のA判定の交付を受けている場合 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている場合 等	20
	2 (1)定期的に通院し、診断書等にて医師が「保育ができない」と判断している場合 (2)中程度以降の心身障害 ・身体障害者手帳3級以降の交付を受けている場合 (※1級・ペースメーカーを含む) ・療育手帳のB判定の交付を受けている場合 ・精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている場合 等	17
	3 定期的に通院し、診断書等にて医師が「保育が困難」と判断している場合	14
	4 (1)定期的に通院し、診断書等にて医師が「保育が望ましい」と判断している場合 (2)定期的に通院し、診断書等に医師が「保育の必要性」について記載していない場合	12
④看護・介護等 (同居親族に限る)	1 (1)対象者が入院しており、付き添い看護が必要と診断書等で判断できる場合 (2)対象者が常時介護を要しており、重度の障害等を別途資料にて確認できる場合 ※程度の診断に際しては ⑤-1 に準ずる手帳等の提出をもって判断する (3)対象者が常時介護を要しており、介護認定で「要介護」の認定を受けている	18
	2 (1)対象者が週4日以上頻度で通院しており、付き添いが必要な旨医師の診断書 等で判断できる場合 (2)対象者が常時介護を要しており、中程度以降の障害等を別途資料にて確認できる ※程度の診断に際しては ⑤-2 に準ずる手帳等の提出をもって判断する (3)対象者が常時介護を要しており、介護認定で「要支援」の認定を受けている (4)多胎児を養育しており、そのきょうだい児を入所させる場合	16
	3 (1)対象者が週4日未満頻度で通院しており、付き添いが必要な旨医師の診断書 等で判断できる場合 (2)対象者が介護を要している申請あるも、介護認定で「自立」の認定を受けている	14
	⑤災害復旧	1 震災・風水害・火災その他の災害により、災害復旧にあたってしていると判断できる場合
⑥求職活動中	1 求職活動に努めている場合 (営業の目処が立っていない開業準備を含む)	10
⑦就学	1 卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合で、その程度が月150時間以上の場合	20
	2 卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合で、その程度が月120時間以上の場合	18
	3 卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合で、その程度が月64時間を超え月120時間に満たない場合	16
⑧虐待・DV避難等	1 児童相談所等からの意見書等が提出された場合	必要に 応じて 対応

別表

保育所等入所選考基準

○世帯状況等による調整点（複数選択可）

きょうだい同時申込み	+1	
ひとり親	+2	
生活保護(受給・申請)	+1	
単身赴任(離婚前別居含)	+1	
在園児有(同一施設(連携施設含む)への入所に限る。)	+2	
申込児童が認可外保育施設に通所	+1	
就労予定、就学予定	-2	
里帰り出産からの復帰(旧在籍園)	+3	
生活中心者の失業・死亡	+1	
正当な理由なく入所内定後に辞退	-2	
養育している子どもの人数が3人以上いる世帯	+1	
育休明け	+3	
保護者が市内認可保育施設に保育士(保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を含む。)として勤務(転園の場合を除く。)	+7	
保育ママ(連携園なし)の前年度卒園者の転園(4月のみ)	+3	
市内認可保育施設の廃園又は休園に伴う場合	+7	
受託	-3	
保育料滞納	-3	
育休待機→復職	+2	
「利用調整についての申出書」を提出	-15	
転園	転居に伴う場合(4月のみ)	+2
	転勤・転職に伴う場合(4月のみ)	+2
	きょうだい児が別々の保育施設に入所中(4月のみ)	+2
	市内認可保育施設の移転に伴う場合(地域型保育事業における卒業後の受入れに係る連携施設の移転を含む。)	+5

○同点となった場合の優先調整事項（複数選択可）

障がい者のいる世帯(資料提出あり)
祖父母が同一市内に居住していない
待機中であり、前年度から継続した申込みをしている
一時預かりを利用している
(育休明審査)復職時期が月の前半
(求職活動)状況申告書の提出があるもの
育休明け審査で待機となったもの